

高知大学全学教育機構会議委員会規則

平成27年3月25日
規則第135号

最終改正 令和6年3月15日規則第65号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学全学教育機構会議規則第7条第2項の規定に基づき、高知大学全学教育機構会議に設置する委員会に関し必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 前条にいう委員会は、次の各号に掲げる委員会をいう。

- (1) 学士課程運営委員会
- (2) 共通教育実施委員会
- (3) 学生支援委員会
- (4) 就職委員会
- (5) 全学教職委員会
- (6) 資格教育委員会
- (7) 教育情報委員会
- (8) 国際教育委員会

2 前項の委員会の下に、当該委員会の議に基づき、必要な会議等を置くことができる。

(学士課程運営委員会)

第3条 学士課程運営委員会（以下この条において「委員会」という。）は、次の委員で構成する。

- (1) 全学教育機構長が指名する者 1人
- (2) 共通教育主管
- (3) 各学部学務又は教務委員長
- (4) 土佐さきがけプログラム（以下「TSP」という。）運営委員会委員長
- (5) 学び創造センター長
- (6) 教師教育センター長
- (7) 学務部長
- (8) 学務課長、学生課長及び物部総務課長
- (9) その他委員長が必要と認めた者

- 2 委員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 教育課程編成に関する事項
 - (2) 履修規則等の改廃に関する事項
 - (3) 教育内容改善のための組織的な研修に関する事項
 - (4) 履修方法及び成績評価等に関する事項
 - (5) 卒業認定に関する事項
 - (6) その他委員会が必要と認めた事項
- 3 委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を招集し、議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
- 5 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 6 第1項第3号から第6号までに掲げる委員については、代理出席を認めるものとする。
- 7 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 8 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 9 委員会に、専門的事項を協議するために、別に定める専門委員会を置くことができる。
- 10 委員会の事務は、学務部学務課において処理する。

(共通教育実施委員会)

第4条 共通教育実施委員会（以下この条において「委員会」という。）は、次の委員で構成する。

- (1) 共通教育主管
 - (2) 学部から選出された者 各3人
 - (3) TSPから選出された者 1人
 - (4) 学務部長
 - (5) その他委員長が必要と認めた者
- 2 前項第2号及び第3号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員会は、共通教育に関する次の各号に掲げる事項について審議する。なお、第2号及び第5号に掲げる事項については、国立大学法人高知大学教育研究評議会に報告する

ものとする。

- (1) 実施のための組織及び管理運営に関すること。
 - (2) 自己点検・自己評価に関すること。
 - (3) 教育内容改善のための組織的な研修に関すること。
 - (4) 中期計画・中期目標に関すること。
 - (5) 授業の担当体制に関すること。
 - (6) 修得単位及び履修方法に関すること。
 - (7) 授業計画その他授業の実施に関すること。
 - (8) 学生の試験及び成績評価に関すること。
 - (9) 広報、研究誌の発行及び教育助成の施策に関すること。
 - (10) 予算及び施設設備に関すること。
 - (11) その他共通教育の実施運営に関すること。
- 4 委員会に委員長を置き、共通教育主管をもって充てる。
 - 5 委員長は、委員会を招集し、議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
 - 6 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
 - 7 第1項第2号及び第3号に掲げる委員については、代理出席を認めるものとする。
 - 8 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
 - 9 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
 - 10 委員会に、別に定めるところにより、常任会議、部会及び分科会を置くことができる。
 - 11 委員会の事務は、学務部学務課において処理する。

(学生支援委員会)

第5条 学生支援委員会（以下この条において「委員会」という。）は、次の委員で構成する。

- (1) 全学教育機構長が指名する者 1人
- (2) 学部及びTSPから選出された者 各1人
- (3) 研究科専攻から選出された者 各1人
- (4) 保健管理センター所長

- (5) 学務部長
 - (6) その他委員長が必要と認めた者
- 2 前項第2号及び第3号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会は、次の事項を審議する。
- (1) 学生の修学支援に関する事項
 - ア 学生のインクルージョンの推進に関すること。
 - イ 修学上支援を必要とする障害等のある学生への合理的配慮等の充実にに関すること。
 - ウ 学生の修学環境向上に関すること。
 - (2) 学生の生活支援に関する事項
 - ア 学生への経済的支援（入学料、授業料免除、奨学等）に関すること。
 - イ 学寮に関すること。
 - ウ 学生生活の危機管理に関すること。
 - エ 学生の保健管理に関すること。
 - オ 学生の福利厚生に関すること。
 - (3) 学生相談に関する事項
 - (4) 学生団体、学生の課外活動、課外活動施設に関する事項
 - (5) 学生の表彰に関する事項
 - (6) その他学生の修学及び生活に関し委員会が必要と認めた事項
- 4 委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会を招集し、議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
- 6 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 7 第1項第2号及び第3号に掲げる委員については、代理出席を認めるものとする。
- 8 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 9 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 10 委員会の事務は、学務部学生支援課において処理する。
- (就職委員会)

第6条 就職委員会（以下この条において「委員会」という。）は、次の委員で構成する。

- (1) 全学教育機構長が指名する者 1人
- (2) 学部及びTSPから選出された者 各1人
- (3) 大学院総合人間自然科学研究科スポーツ・芸術文化共創専攻及び教職実践高度化専攻から選出された者 各1人
- (4) 学び創造センターから選出された者 1人
- (5) 学務部長
- (6) 学生支援課長
- (7) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第2号から第4号までに掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 進路及び就職指導に関する事項
- (2) 就職関係の広報及び説明会等に関する事項
- (3) 就職情報の収集及び提供に関する事項
- (4) 就職先の開拓等に関する事項
- (5) 就職に関する諸団体との連絡に関する事項
- (6) 各学部が行う就職指導の連絡調整に関する事項
- (7) インターンシップに関する事項（正課教育を除く。）
- (8) その他学生の就職に関する事項

4 委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員をもって充てる。

5 委員長は、委員会を招集し、議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

6 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

7 第1項第2号から第4号までに掲げる委員については、代理出席を認めるものとする。

8 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

9 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

10 委員会の事務は、学務部学生支援課において処理する。

(全学教職委員会)

第7条 全学教職委員会（以下この条において「委員会」という。）は、次の委員で構成する。

- (1) 全学教育機構長が指名する者 1人
- (2) 教育学部、大学院総合人間自然科学研究科教職実践高度化専攻又は教師教育センターから推薦された教職教育にかかわる担当教員 3人
- (3) 学部（地域協働学部を除く。）から選出された者 各2人
- (4) TSPから選出された者 1人
- (5) 共通教育実施委員会から選出された者 1人
- (6) 学務部長
- (7) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第2号から第5号までに掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 学部（教育学部学校教育教員養成課程を除く。）における教職教育（高知大学学則第18条に規定する教育職員免許状を取得させるための教育）に関する事項
- (2) 教育職員免許状取得に係る教育実習（教育学部において行う教育実習を除く。）に関する事項
- (3) 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）に規定する介護等の体験に関する事項
- (4) その他必要と認める事項

4 委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員をもって充てる。

5 委員長は、委員会を招集し、議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

6 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

7 第1項第2号から第5号までに掲げる委員については、代理出席を認めるものとする。

8 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

9 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

10 委員会の事務は、学務部学務課において処理する。

(資格教育委員会)

第8条 資格教育委員会（以下この条において「委員会」という。）は、次の委員で構成する。

- (1) 全学教育機構長が指名する者 1人
- (2) 学部から選出された者 各1人
- (3) 共通教育実施委員会から選出された者 1人
- (4) 教師教育センターから選出された者 1人
- (5) 学務部長
- (6) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第2号から第4号までに掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 学芸員資格に関する事項
- (2) 学校図書館司書教諭資格に関する事項
- (3) 社会教育主事資格に関する事項
- (4) その他委員会が必要と認める事項

4 委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員をもって充てる。

5 委員長は、委員会を招集し、議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

6 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

7 第1項第2号から第4号までに掲げる委員については、代理出席を認めるものとする。

8 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

9 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

10 委員会の事務は、学務部学務課において処理する。

(教育情報委員会)

第9条 教育情報委員会（以下この条において「委員会」という。）は、次の委員で構成する。

- (1) 全学教育機構長が指名する者 1人
 - (2) 学部から選出された者 各2人
 - (3) 共通教育実施委員会から選出された者 1人
 - (4) 学び創造センターから選出された者 1人
 - (5) データサイエンスセンターから選出された者 1人
 - (6) 学術情報基盤図書館から選出された者 1人
 - (7) 学務部長
 - (8) その他委員長が必要と認めた者
- 2 前項第2号から第6号までに掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会は、次の事項を審議する。
- (1) 情報教育に関する事項
 - (2) 数理・データサイエンス・AI教育に関する事項
 - (3) 教育・学事の情報化に関する事項
 - (4) その他委員会が必要と認める事項
- 4 委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会を招集し、議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
- 6 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 7 第1項第2号から第6号までに掲げる委員については、代理出席を認めるものとする。
- 8 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 9 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 10 委員会の事務は、学務部学務課において処理する。
- (国際教育委員会)

第10条 国際教育委員会（以下この条において「委員会」という。）は、次の委員で構成する。

- (1) 全学教育機構長が指名する者 1人
- (2) グローバル教育支援センター長

- (3) 共通教育主管
 - (4) 学部及び大学院総合人間自然科学研究科黒潮圏総合科学専攻から選出された者
各1人
 - (5) 学び創造センターから選出された者 1人
 - (6) グローバル教育支援センターから選出された者 1人
 - (7) 学務部長
 - (8) その他委員長が必要と認めた者
- 2 前項第4号から第6号までに掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会は、次の事項を審議する。
- (1) 教育の国際化に係る目標及び計画の策定並びに実施に関する事項
 - (2) 教育の国際化を通じた国際的な視野を持つ人材の育成に関する事項
 - (3) 国際的な視点を育てる科目の開発及び実施に関する事項
 - (4) 教育の国際化に係る自己点検・評価に関する事項
 - (5) 留学生の派遣及び受入れに関する事項
 - (6) 留学生への助成事業及び支援事業に関する事項
 - (7) その他委員会が必要と認めた事項
- 4 委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会を招集し、議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
- 6 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 7 第1項第4号から第6号までに掲げる委員については、代理出席を認めるものとする。
- 8 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 9 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 10 委員会に、専門的事項を協議するために、別に定める専門委員会を置くことができる。
- 11 委員会の事務は、学務部国際教育支援室において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 高知大学全学教育機構会議細則（平成 19 年規則第 72 号。以下「全学教育機構会議細則」という。）及び高知大学共通教育実施機構会議規則（平成 19 年規則第 76 号。以下「共通教育実施機構会議規則」という。）は、廃止する。
- 3 平成 27 年 3 月 31 日において、全学教育機構会議細則の規定に基づき、学生支援委員会、就職委員会、資格教育委員会、教育情報委員会及び社会協働教育委員会の委員に任命されている者は、この規則の規定に基づき、それぞれ学生支援委員会、就職委員会、全学教職委員会、教育情報委員会及び地域協働教育委員会の委員に任命されたものとみなし、任期の定めのある委員の任期は、全学教育機構会議細則による当該委員会の委員としての残任期間とする。
- 4 平成 27 年 3 月 31 日において、共通教育実施機構会議規則の規定に基づき、共通教育実施機構会議の委員に任命されている者は、この規則の規定に基づき、共通教育実施委員会の委員に任命されたものとみなし、任期の定めのある委員の任期は、共通教育実施機構会議規則による当該委員会の委員の任期の残任期間とする。

附 則（平成 28 年 3 月 9 日規則第 85 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日規則第 155 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 26 日規則第 41 号）

この規則は、平成 28 年 12 月 26 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 27 日規則第 76 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 11 月 27 日規則第 32 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 24 日規則第 91 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 24 日規則第 94 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 24 日規則第 97 号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月3日規則第54号）

- 1 この規則は、令和4年10月3日から施行し、令和4年10月1日から適用する。
- 2 高知大学国際教育実施委員会規則（平成28年規則第97号）は、廃止する。
- 3 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間にこの規則による改正後の高知大学全学教育機構会議委員会規則（以下「改正後の規則」という。）第6条第1項第4号、第9条第1項第4号及び第5号並びに第10条第1項第4号から第6号までに掲げる委員に就任する者の任期は、改正後の規則第6条第2項、第9条第2項及び第10条第2項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

附 則（令和5年3月8日規則第85号）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間にこの規則による改正後の高知大学全学教育機構会議委員会規則（以下「改正後の規則」という。）第10条第1項第4号に掲げる委員に就任する者の任期は、改正後の規則第10条第2項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

附 則（令和6年3月15日規則第65号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。